

会則

郷地第三自治会

平成 15 年 4 月 12 日 制定

平成 23 年 4 月 9 日 改正

平成 25 年 4 月 6 日 改正

平成 26 年 4 月 5 日 改正

平成 28 年 4 月 9 日 改正

平成 29 年 4 月 8 日 改正

当自治会では、皆様から同意を得た個人情報を、会員相互の親睦や連絡のため、名簿などの作成に利用し、適正に管理します。

郷地第三自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は郷地第三自治会と称し、事務所を会長又は事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会の目的は、自治会員の相互の親睦と安全な生活環境づくりを図ることとする。

(事業)

第3条 目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 親睦促進のため諸行事の実施
- (2) 生活環境の安全、援助支援
- (3) 教育、福祉、文化活動の促進
- (4) 行政機関、関係団体との連絡調整
- (5) 会員の葬祭等への協力
- (6) その他目的達成のため、必要と認められた事項

(会員)

第4条 本会の会員は郷地第三自治会内に居住し、会の目的、事業に賛同し定められた会費を納入した者とする。

2. 会員は世帯を単位とする。

(会費)

第5条 本会の会費は会員あたり月額300円とし、年間で3,600円とする。

2. 会費集金の便宜を図るため2ヵ月以上をまとめて集金できるが強制はしない。
3. 祭典費は会員あたり200円とする。

(役員及び職務)

第6条 本会に次の役員を置き、その職務の遂行にあたる。但し、職務を兼任することが出来る。

- | | | |
|---------------|------|-------------------|
| (1) 会長 | 1名 | 会を総理する。 |
| (2) 副会長 | 2～3名 | 会長を補佐する。 |
| (3) 会計 | 1名 | 経理を担当する。 |
| (4) 事務局長 | 1名 | 文書の受発信、庶務等を行う。 |
| (5) 会計監査 | 2名 | 会計監査をする。 |
| (6) 祭典委員長 | 1名 | 祭典の総括者として会長を補佐する。 |
| (7) 神社総代 | 若干名 | 神社の行事の遂行にあたる。 |
| (8) 倶楽部管理委員 | 若干名 | 倶楽部の管理にあたる。 |
| (9) 交通部 | 若干名 | 交通安全指導を行う。 |
| (10) 防災推進委員 | 若干名 | 防災意識の高揚を図る。 |
| (11) 防犯部 | 若干名 | 防犯意識の向上を図る。 |
| (12) 体育部 | 若干名 | 健康推進と親睦の促進をする。 |
| (13) 厚生部 | 若干名 | 会員の親睦事業を支援する。 |
| (14) ホームページ担当 | 若干名 | ホームページを作成する。 |

(15) 必要によって顧問を置くことが出来る。顧問は会長の諮問に応ずる。

(16) その他必要に応じ総会において専門部会を置くことが出来る。

(役員を選任、任期)

第7条 本会の役員を選出は次の通りとする。

(1) 毎年事業年度が始まるまでに、新組長及び会員の中から本人の意向を聞き、新組長会議において互選する。

(2) 役員を選任は総会において議決する。

(3) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会と組長(役員)会議とする。

(1) 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年4月に開催し前年度の事業報告、会計報告、監査報告及び新年度の事業計画、予算案、役員選出等の重要事項を議決する。

(2) 総会は会員の2分の1以上の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数により成立する。但し、委任状も出席者と見なす。

(3) 組長会議は必要に応じて随時開催し、事業達成のための協議を行う。

(4) 必要により関係者の出席を依頼することが出来る。

(経費)

第9条 本会の経費は会員からの会費、補助金を原則とするが、寄付金その他をあてることが出来る。

2. 祭典に伴う経費は特別会計として処理する。

(役員費と香典)

第10条 役員費は、会長1万円及び副会長、会計、事務局長各5千円とする。

2. 会員がご逝去された時は自治会名で1万円、会員の同一世帯同居の方の時は5千円のお香典を支出する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(組替)

第12条 会員の増減により組替する場合は、総会の承認を得るものとする。

(組長の免除)

第13条 本会の組長は、各組の会員が1年交代で順次組長となることを原則とする。ただし、現組長が次期組長予定者について、諸事情により組長免除の必要があると判断した場合には、組長会議の承認を条件として、次期組長への就任を免除することができる。

(会則の改廃)

第14条 会則の改廃は総会において、過半数の同意により行う。

(付則)

第15条 この会則は、平成29年4月8日より施行する。